

平成19年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (10月25日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	8
7番 湯 澤 清 訓 議員	8
5番 竹 田 悦 子 議員	11
3番 長 嶋 貞 造 議員	15
管理者提出議案の上程及び説明	19
議案第12号の説明、質疑、採決	20
議案第13号の説明、質疑、採決	23
議案第14号の説明、質疑、採決	27
議案第15号の質疑、採決	29
議案第14号資料の修正について	29
議会運営委員長報告	30
議会行政視察実施について	31
管理者あいさつ	32
閉 会	32

埼玉中部環境保全組合告示第11号

平成19年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年10月18日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 日 時 平成19年10月25日(木)午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例
- 2 議案第13号 埼玉中部環境保全組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例
- 3 議案第14号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第15号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	秋 谷	修	議 員	2 番	福 田	悟	議 員
3 番	長 嶋	貞 造	議 員	5 番	竹 田	悦 子	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	三 宮	幸 雄	議 員	9 番	大 澤	芳 秋	議 員
1 0 番	福 島	忠 夫	議 員	1 1 番	柳 谷	泉	議 員
1 2 番	岩 崎	勤	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成19年10月25日(木曜日) 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第12号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第13号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第14号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第15号の質疑、採決
- 第11 議会行政視察実施について
- 第12 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（13名）

1番	秋谷	修	議員	2番	福田	悟	議員
3番	長嶋	貞造	議員	5番	竹田	悦子	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	三宮	幸雄	議員	9番	大澤	芳秋	議員
10番	福島	忠夫	議員	11番	柳谷	泉	議員
12番	岩崎	勤	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
代表監査委員	白津吉英君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

開会の宣告

(午前 9時00分)

- 大澤芳秋議長 ただいまより平成19年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。
-

開議の宣告

- 大澤芳秋議長 これより本日の会議を開きます。
-

議事日程について

- 大澤芳秋議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承ください
いますようお願いいたします。
-

会議録署名議員の指名

- 大澤芳秋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、5番、竹田悦子議員、6番、岡田恒雄議員、7番、湯澤清訓議員
を指名いたします。
-

議会運営委員長報告

- 大澤芳秋議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。
去る10月18日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願い
いたします。

湯澤議会運営委員長。

- 湯澤清訓議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の発言許可をいただきましたので、
日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。
去る10月18日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程
について協議いたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程表について順次ご説明を
申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第5、一般質問、質問通告者は3名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再
質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明、なお上程及び説明後、白津代表監査委員より決算監

査報告がございます。

監査報告終了後、日程第10、議案第15号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、休憩をとりまして全員協議会を開催することと決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

日程第7、議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第13号 埼玉中部環境保全組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、日程第9、議案第14号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について、日程第10、議案第15号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、日程第11、議会行政視察実施についてであります。

次に、平成19年度人事院勧告に伴う給与、期末手当等の改定が予想されます。当組合の給与関係は鴻巣市を準用しておりますが、期末手当等の改定がなされた場合、関連する条例及び予算の補正が必要となり、12月1日までに告示する必要があります。鴻巣市議会議決後、組合議会開会のいとまがないと認められますので、議会運営委員会といたしましては、地方自治法第179条の規定により専決処分することにやむを得ないと全会一致で判断いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。

会期の決定

○大澤芳秋議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、10月25日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸報告

○大澤芳秋議長 日程第4、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに平成19年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の運転状況及び事務の

執行状況につきましてご報告申し上げます。お手元に配付させていただきました平成19年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。搬入ごみの量は、可燃ごみ2万476.45トン、粗大ごみ649.44トン、合計2万1,125.89トンでございました。昨年度は小川地区衛生組合からの受託ごみ860.59トンが含まれておりましたが、これを除きまして管内発生ごみ量を昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ260.52トンの減、粗大ごみ62.07トンの増、合計198.45トンの減でございました。

次に、灰の処分につきましては、合計2,310.68トンの処分をいたしておりますが、引き続き全量をセメント原料として委託処理しております。

また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラムでございますが、1号炉0.000032ナノグラム、2号炉が0.0061ナノグラム、3号炉0.00074ナノグラムとなっております。それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果でございます。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続いたしております。点検整備等につきましても現在順調に点検作業が進んでおります。

次に、施設整備検討委員会につきましては、委員会設置要綱に基づき、去る7月30日、14名の委員さんをお願いし、第1回検討委員会が開催されております。委員長に鴻巣市議会選出の岡田恒雄議員、副委員長に吉見町市川近雄副町長が就任いたしております。当検討委員会には、施設の規模、ごみ処理方式、余熱利用施設などについてご検討をお願いし、1年半から2年をめぐりご提言をいただきたいとするものでございます。

10月2日には第2回検討委員会が開催されておりますが、会議に先立ち、10月1日に北本市副市長に就任なされました山畠則義副市長に委員を委嘱し、設置要綱に基づく15名の委員すべての皆さんがおそろいになりました。委員の皆様のご活躍をご期待申し上げます。

次に、第2期大間処分場につきましては、ご案内のとおり、フロートバイオシステム工法の実証試験を6月まで実施いたしました。BODの数値につきましては、良好な数値が計測され、処理後の数値は20前後であります。雨水による自然浄化では、廃止の条件を満たすのは非常に厳しい状況でありますので、地権者への早期返還に向けて、来年度からフロートバイオシステム工法の本格的な導入をしてみたいと考えておるところでございます。

結びに、今後もより健全な財政運営に努めるとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

ただいま管理者の諸報告が終わりました。

これについて何かご質問はございませんか。

長嶋議員。

○3番 長嶋貞造議員 1つ教えてください。

1 ページのところのダイオキシン類調査結果について、1号炉、2号炉、3号炉、それぞれ何で数字が違うようなものが出るのか。装置が違うの。

○大澤芳秋議長 施設課長。

○水村 清施設課長 ご質問にお答えします。

各燃焼システム、ごみ質、これは一定では基本的にはないわけでありまして、燃えるごみの状態が調査する日にちでそれぞれ違います。非常に数値的には物すごく低い結果が、それに対して0.000、0が3つつくような状況でありますので、同じ数値というのは逆にあり得ないということで、非常に少ない数値ですので、燃焼する状態、空気の状態でも変わる値、焼却炉的には皆同じ施設になっておりますが、施設の特徴によって若干違う部分があります。その点で数値につきましてはこういう多々あるというのは出てきます。

以上です。

○大澤芳秋議長 長嶋議員。

○3番 長嶋貞造議員 そうすると、調査時点によって燃えているものとか、いろいろ違ったからこういう数字が出たのだということですね。

○大澤芳秋議長 施設課長。

○水村 清施設課長 そのとおりです。ごみと同じものというのは絶対あり得ませんので、そういう数値、ただ数字的には非常に少ない、非常に低い数字と言えるわけです。

以上です。

○3番 長嶋貞造議員 了解。

○大澤芳秋議長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質問ないようですので、管理者の諸報告を終わります。

一般質問

○大澤芳秋議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。質問並びに答弁は、簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは件名1、猛暑の影響と対策について。本当に暑い夏でありました。私ども議員にとっては気温の高さに加えて、今回は参院選に続いてこの埼玉では知事選も行われまして、ダブルで暑い夏だったのではないのでしょうか。通常では何でもない催しでも、熱中症対策で水分の補給を気遣う場

面が随所に見られました。このような中、ごみ処理業務上もさまざまなご苦労があったと思います。危険を伴うとともに、猛暑で臭いとの格闘もあったのではないのでしょうか。また、屋外での作業も多く、直接厳しい日射との闘いは想像以上だったのではなかったのでしょうか。そこで、まずはそのご苦労を、特に直接現場に立った職員さんのお声を中心に、事例と対応を伺います。

この猛暑、遂に日本最高記録も更新してしまいました。ここ数年天気予報の各地の気温を知らされるごとに、皆さんも多分予期していたように、その場所は圏域としてはお隣と言える熊谷でした。つい数年前までは地球温暖化というのは理論上のもの、予測上のもの、そんなふうにとらえられていたのではないのでしょうか。ところが、ここ数年まさに直接体で感じさせられ、現実のものとして多くの方がとらえざるを得ない状況と言えるのではないのでしょうか。そのような中での今回の最高気温更新でした。

そこで、件名2、地球温暖化対策について。温暖化対策といえば、ごみ処理をいかに進めるかも主要な課題の1つです。そのごみ処理を任務とする当中部環境へは、環境保全のセンターとしての役割も強く求められていると考えます。昔はごみ処理といえば臭い対策、そういったところが主要だ。その後、汚染物質の監視、こういったところが強化され、遂に現代では環境保護の観点、そして地球温暖化対策への配慮、特にCO₂削減への配慮なしにはごみ処理は進められない時代。この分野でリーダーシップをいかに示していくのか、その計画と抱負を伺います。

これまで温暖化対策といえば、これまでの焼却にかわるものとしては、溶融炉も注目されています。私自身、将来的、未来的には分別の必要もなく、直接的に大地に返していく方法があり得るのではないかと期待、夢も持っております。そういう点からは、例えばガス化溶融炉への研究も必要でしょう。一方で、現在ではまだまださまざまな問題も抱えています。これまでも視察を行うとともに、質問も行われてまいりました。そこで、最後に件名3、ガス化溶融炉の研究成果について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

湯澤議員さんのご指摘のとおり、ことしの夏は記録的な猛暑であり、熊谷气象台では8月16日40.9度の日本最高気温を記録いたしました。1点目の猛暑の影響と対策につきましては、当センターは毎朝ラジオ体操を行い、朝礼で現場に従事する職員には熱中症及び脱水症状の予防として、日々の体調管理に注意し、水分補給のため休息を小まめにとり、職員間の連携を図りながら業務の遂行に努めてまいりました。特に破碎施設の従事者は屋外での作業が多く、大変な日々が続きました。しかしながら、この猛暑にもかかわらず事故もなく業務が遂行できましたことに、委託会社職員に

は大変感謝しているところでございます。

2点目の地球温暖化対策につきましては、京都議定書の骨子に伴い、平成10年10月、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、毎年環境省地球環境局地球温暖化対策課から、地球温暖化対策の推進に関する施策の実施状況として、温室効果ガス総排出量及び削減率等の計画策定について調査が行われており、埼玉県内では行政34団体、組合3団体の計37団体が策定していると伺っております。CO₂の削減は必要不可欠と認識しておりますが、当センターでは構成市町から排出される一般廃棄物を安全に処理する責務がございます。持ち込まれた廃棄物はすべて焼却しなければなりませんので、煙突から排出されるCO₂を削減するには、ごみの減量が重要であります。引き続きごみ減量を構成市町にお願いしてまいりたいと考えております。なお、当組合では平成14年4月に低公害車のハイブリッド車を公用車として導入し、環境への汚染負荷の削減に努めており、環境に優しい職場づくりの実行計画は検討してまいりたいと考えております。

3点目のガス化溶融炉の研究成果につきましては、平成17年2月、6月、平成18年2月、5月の議会において、ガス化溶融炉の事故例、スラグの安全性などのご質問を受け、答弁した経緯がございます。全国1,374のごみ処理施設のうち、ガス化溶融方式は3.9%の54施設であります。事故例については、ごみの分別問題、設備的な問題が主なものでございます。当組合議会でもガス化溶融施設などの視察をしてまいりました。今後の施設といたしましては、交付金、熱回収、灰処分の軽減などを考慮しなければならないものと考えております。先ほど管理者の諸報告にもございましたが、本年7月に施設整備検討委員会が立ち上がり、15名の委員さんに協議、検討をお願いしておりますので、施設の規模、ごみ処理方式、余熱利用などについてよりよい提言がなされるものと確信しております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、2回目の質問、質問というか、要望を主に意見等をさせていただきたいと思います。

猛暑の影響につきましては、改めて職員の方々に敬意を表したいと思います。ところで、暑さの後には寒さもございます。人間とはわがままなもので、最近の朝は肌寒く、もうあの暑さが懐かしくすら感じられることもあるわけですが、ごみ処理の作業にとっては暑さとともに寒さもまた厳しいものがあります。今後とも体調管理等さらなる配慮をお願いしたいと思います。

件名の2につきましては、これは件名3とも絡むことですが、温暖化対策については、ご答弁伺って受け身といいますか、構成市町と、要するにその市民、町民の方々をお願いするだけのご答弁であったかと思えます。実際は市民、町民の方々の日常的な、例えば細かな分別ですとか、ごみ置き場の管理、さまざまなことによって成り立っている、それがごみ処理業務でございます。こういった場面に対しても、それこそ教育的立場に立って、啓蒙的観点から施策を展開していただきた

い。加えて、私はこのごみ処理というもの、消費者に任せることなく、本来は製造メーカーの責任が重大だと考えております。製造者側への働きかけ、分別しなくてもよい方向、少なくとも一層分別が簡易にできる方向への働きかけもぜひご検討願いたいと思います。

さて、最後、ガス化溶融炉ですけれども、やはりまず第1には、現代では環境のことを考えるならば燃やさないと、これが一番です。今後の処理方法についても、ぜひとも一方でこの研究を進めていただくとともに、他方溶融炉に限定することなく、例えば以前提言させていただきました堆肥化等の方向なども視野に入れつつ、環境保全に取り組んでいただきたいと思います。この点も踏まえまして、今後の姿勢等について、件名1から3まで全般にわたって執行部の方のご意見、ご決意、ぜひお伺いしたいと思います。

以上です。

○大澤芳秋議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 3点まとめて回答させていただきます。

鋭意努力いたします。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 以上で湯澤議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 改めまして、おはようございます。日本共産党の竹田悦子でございます。

2007年第3回定例会におきまして2件質問通告をしていますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

1、事業系ごみについて。この質問については、昨年の10月議会で私が、そしてことしの2月議会では林議員が一般質問で取り上げています。中部環境センターでも分別を徹底するための努力をしていただいていることは評価をするものです。特に6月、8月、11月、1月に搬入ごみ調査を行っていただき、その実態に基づき指導も行ってきた結果、改善されているということですので、その努力には感謝をします。私も昨年搬入調査に立ち会わせていただきましたが、大変な苦労だということとはよくわかりました。特にことしの夏のように40度近くの酷暑の中でごみ搬入調査は大変なことであったことは容易に想像できます。その調査の中での分別状況はどうであったのか、伺います。以前の報告の中でも、分別の徹底とともに、指定袋ではないままのものも搬入されてきた経緯もあります。そうした点では、今企業のモラルの問題が鋭く問われているときだけに、指定ごみ袋の活用、分別の徹底状況がどうなのか、お伺いするものです。

(1) 事業系ごみの分別の徹底について、ア、管内協議会での連携の実態と今後の対応について

て、イ、中部環境保全組合としてのイニシアチブの発揮について見解をお答えください。

2、パッカー車の2人乗車の徹底について。2人乗車の徹底については、4年前の6月議会、そして昨年の第3回定例会でも私も取り上げてきました。そのときのご答弁は、ごみ搬入時の2人乗車については、平成13年6月議会におきまして私から指摘をしたということで、13年度以降、多量の一般廃棄物搬入許可書に許可条件として2人乗車を明記してまいりました。1人乗車は平成14年度は8件、平成15年度は2件、平成16年度以降からは現在に至るまで1人乗車は一件もございません。過去に許可業者が助手の調整ができないので1日だけ1人乗車で搬入させてほしいとの申し入れがございましたけれども、許可をいたしておりません。組合としても事故防止対策として2人乗車でなければ搬入の許可はいたしておりませんというご答弁をいただいております。私の住んでいる鴻巣市内でも、私はよく1人乗車でごみ収集を行っているパッカー車を見かけます。ブルーと黄色のツートンカラーの車とか、紫色、白色のパッカー車です。北本市の湯澤議員にもお聞きをしましたところ、同じような状況を見かけるとの話もありました。

にもかかわらず、中部環境に搬入するときには一件もないのはなぜなのか、どこかにからくりがあるのではないかと、この点に私は非常に疑問を持ちましたので、10月18日実態調査を行いました。県道33号線、東松山 桶川線で待っていたところ、10時50分、1人乗車の白色のパッカー車がやってきました。環境センターに向かっていたものが途中右折し、荒川荘の入り口駐車場にとまりました。私も近くに行って確認をしたところ、1人乗車の運転手は中で新聞を広げていました。駐車したままです。また、県道に戻り調査を続行しました。紫色、黄色と青のツートンカラー、緑色など、次々と環境センターに入っていました。皆2人乗車です。11時23分、今度は別の白色のパッカー車です。よく見ると1人乗車です。前の車と同じように、右折し、荒川荘の前にとまりました。そして、10時50分から待っていたもう一台の車に乗り込み、2人乗車で環境センターに入っていたのです。この実態を環境センターにすぐさま知らせ、課長2人が荒川荘まで走って来ていただき、現場も確認をしていただきました。そのとき白色の車が荒川荘に戻ってきて、それぞれの実態を確認したわけです。2004年度以降1人乗車の搬入の実態のないのはこうしたからくりがあったということがよくわかりました。搬入するときさえ体裁を整えればよい、あとはわからなければよいという受けとめをしていたという実態です。

話を関連させますが、ミートホープ社に続いて比内鶏、そして白い恋人、赤福など、もうけを追求する余り法を犯し、企業モラルを投げ捨てている現実が他の業種でも大きな社会問題となっています。私たちの暮らしにとって欠かせないごみ問題です。その現場で働く労働者の命を守るという点では、絶対に2人乗車は譲れない問題であると私は考えます。人間は間違いを犯しやすいものです。収集作業をしていて何かあったときにパッカー車のボタンを押し、作業を中止する人がいなければ本当に命取りになります。何かあったときのフォロー体制を確保することは、雇用者である事業者の責任でもあります。ましてや一般廃棄物搬入許可の許可条件になっているにもかかわらずそ

れらを守らない事業所にはそれなりの対応をすべきと考えますので、今回もあえて質問を行うものです。

1、パッカー車の2人乗車の徹底について、ア、現在の実態について、イ、各自治体との連携体制について、ウ、ペナルティーを科すことについて見解をお答えください。

以上が壇上での質問ですが、ご答弁いかんでは自席より再質問を行います。よろしくご答弁ください。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

1点目の事業系ごみにつきましては、不正搬入防止のため、搬入ごみ状況調査を管内協議会で年4回実施し、調査の結果、不正搬入業者には組合で注意書を発行し、構成市町とも連携を図りながら対応しておりますと議会で答弁してまいりました。事業系ごみの分別は、残念ながらいまだ徹底されていない状況であります。このような状況の中、当組合がイニシアチブをとり、一般住民同様に分別を徹底すべく、8月9日、他団体の搬入調査状況を視察し、管内協議会において基本的な内容に関する不正に対しては、搬入停止期間などを設けた搬入ごみ状況調査実施要領を作成し、分別の徹底に努めてまいります。また、毎年構成市町で行っている業者説明会をより効果的にするため、構成市町と組合で連携を図り、合同説明会を行うことを管内協議会に提唱しております。さらに、年末における可燃ごみの自己搬入につきましても、例年12月22日前後までの搬入期日としておりましたが、今後御用納めまでの延長案につきましても管内協議会に検討をお願いしているところでございます。

2点目のパッカー車の2人乗車の徹底につきましては、先ほど竹田議員さんの質問の中に私どもの回答の要旨が含まれておりますが、重なることをお許しいただき、答弁させていただきます。平成13年6月議会において竹田議員さんからご指摘を受け、平成13年以降から多量の一般廃棄物搬入許可書に許可条件として2人乗車を明記してまいりました。1人乗車につきましては、その都度対応してまいりました。しかしながら、先ほど竹田議員さんの実態調査を踏まえての回答としては不適切だと思いますけれども、私ども搬入する許可の施設といたしましては、次の答弁をせざるを得ませんので回答させていただきます。当組合の搬入実態として、1人乗車は平成14年度8件、15年度2件でございました。平成16年度以降から現在に至るまで1人乗車は一件もございません。竹田議員さんをご指摘したとおりでございます。この間の状況も再度繰り返しながら答弁させていただきます。この間、許可業者が助手の調整ができないので1日だけ1人乗車で搬入させてほしいとの申し出がありましたが、先ほど竹田議員さんも申し上げられたとおり、事故防止のため2人乗車でなければ許可しておりません。

なお、新しい試みといたしまして、許可業者の収集運搬許可は構成市町の所管であります。構成市町及び組合職員による合同説明会において、ペナルティーも含め許可業者に注意事項として2人乗車の徹底指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 件名の1件目については非常に前向きにご答弁いただきましたので、再質問を行いません。

2件目の2人乗車の徹底の問題で再質問を行います。まず、先ほどの白色のパッカー車は、私が調査した時点では、少なくとも鴻巣市が許可を与えている事業所なのですね。そういう点からいうと、中部環境からとすると、搬入というのはあの環境センターを入った時点から許可権限のエリアになるわけですから、その時点では2人乗車だから指導はできないわけですね。だけれども、なぜ私は中部環境の人にその現場を一緒に見ていただいたか、連絡をしたかということ、こういう2人、1台ずつ来て、2人で乗ってきているということはこの目の前の荒川荘の駐車場で行ってたということ、非常に私はこそくな手段をとって搬入をしていたということを見ていただきたかったので、あえて携帯でお知らせして、局長も非常に迅速な対応をしてくださって、職員2人を派遣してくださいましたから、私の目プラス4つの目で事実を確認していただいたわけなのです。そういう点からいうと、許可を与えている副管理者である鴻巣の原口市長、どのようにこうした実態を受けとめられるのか、まずこの点を再質問で行っていきます。

それから、2点目に、そういう点では合同の説明会を行うということは、逆に言えば、こういう実態があったということを実態としてリアルな内容として中部環境からは構成市町に報告できるわけですよ。ですので、合同のその許可の説明会をやっていただくというのは非常に私は積極的だというふうに受けとめます。そういう点では北本や吉見町でも同じような許可業者を、同じように許可を受けている車もあると思いますので、そういう点ではその積極的な対応をぜひ実現していただきたいというふうに思います。それが2点目です。

それからあと3点目が、私もいろいろと実態を見ると、まじめにやっている業者もあるのです。本当にやりくりをしながら2人乗車でごみ収集も行うし、そして搬入についても事業系のごみを持ってくるに当たっても事業所のほうに、きちっと分別してくださいねということをお業所のほうからもお願いをしている業者もあるのです。そういう点から言うと、まじめにやっている者が本来私は報われないといけないというふうに考えますので、まじめにやっている業者にはそれなりの表彰というか、感謝状というか、いうことでは評価を、一方ではきちっと指摘をすると同時に、まじめにやっている業者にはそれなりの評価の機会を私は与えてもいいのではないかとこのように考えますが、そういうお考えが持てるのかどうか、その3件についてお尋ねをします。

○大澤芳秋議長 2回目の質問終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 この竹田議員案件につきましては、まず実態を報告してから、鴻巣市所管の問題だけでなく、2市1町の問題でございますので、まず18日の竹田議員さんのご指摘を受けて私ども職員が同行して実態を把握しました。しかしながら、せっかく竹田議員さんが議会運営委員会終了後、待機をして見張っていただいたという行為を私どもは真摯に受けとめて、職員がその後24日まで調査させていただきました。竹田議員さんのご指摘のとおり、搬入の中部環境に来るまでは間違いなく、中部環境から入るときは2人入ってきますから、私どもは議会ごとに一件もございませんということだったのですが、竹田議員さんのご指摘を受けとめまして、24日まで調べた経緯をこの場で報告させていただきます。ですから、鴻巣の問題だけではございません。ですから、副管理者の答弁は、申しわけありませんが、私どもの答弁とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○5番 竹田悦子議員 はい。

○原 勇事務局長 ありがとうございます。

それでは、24日まで調べましたら、11業者、13台の1人乗車がございました。るる会社名を調べておりますが、この場では控えさせていただきます。繰り返しますと、当センター外の1人乗車は、18日から24日まで調べたところ、11業者の13台、この中には鴻巣の許可業者、吉見の許可業者、北本、すべて入っております。ですから、先ほどの答弁は、繰り返しますけれども、私どもの実態調査ではそのような結果でございます。

しかしながら、この案件につきましては、10月29日管内協議会が開会されます。この中で重要課題として再度中部環境がイニシアチブをとり、徹底指導をお願いしていくというような会議になるように急遽変更させていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、竹田議員さんの3点目のまじめにやっている業者もあるので表彰をしたらどうかというような質問でございますけれども、これにつきましては、やはり何回も繰り返しますけれども、中部環境は構成市町あつての中部環境でございます。よって、管内協議会とも調整させていただき、今後の検討課題とさせていただきますことをお許しいただきたいと存じます。

以上でございます。

○5番 竹田悦子議員 終わります。

○大澤芳秋議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

3番目の通告者、長嶋貞造議員の質問を許可いたします。

長嶋議員。

○3番 長嶋貞造議員 おはようございます。3番、長嶋貞造です。議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

鴻巣市大間地区に設置されている最終処分場について。ことしの夏は観測史上記録的な猛暑続きで、北極の氷も予想以上に早く溶け始め、このままでは2040年ごろには、1850年ごろから地球の平均気温が2度C上昇し、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性があるという警告する学者の意見があります。集中豪雨、猛暑、台風などを初め、近年日本の各地で気候変動の影響と思われる現象が多く発生しています。こうした温暖化の影響は私たちの暮らしや社会生活、経済生活すべてに影響しています。私たち人類にとって極めて深刻なことで、地球温暖化を防止するには、長期的な目標を持ち、それを達成するために確実な対策を一刻も早く進めていくことが私たちに課せられた課題です。地球規模の環境保全が叫ばれる中、京都議定書二酸化炭素排出基準削減と、地球資源は有限、資源輸入国日本は限りある資源を有効に利用するために、環境破壊の予防、防止のため、また地域への公害、汚水垂れ流し防止のためにも徹底した再資源化が必要です。

そこで、お伺いいたします。鴻巣市大間地内に設置されている最終処分場について、埼玉中部環境センターだよりナンバー12に「国交省の促進モデル構築支援事業、フロートバイオシステム工法として実証試験の継続中」とありますが、いつ法令の排出基準に達することができるのか、めどについてお聞きいたします。

1、処分場としていつから運用しましたか。2、いつから排出を始めましたか。3、処分されたものは何ですか。4、処分場はいつまで運用しますか。5、現状と終了、自然に帰するときはいつごろですか。

以上です。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

広域行政における清掃事業を円滑に推進するため、し尿処理は北本市、ごみ焼却処理は吉見町、焼却残渣の最終処分場は鴻巣市が担当し、廃棄物行政確立のため、それぞれの責務を遂行することの協議が、昭和61年9月24日に北本市長、鴻巣市長、吉見町長でなされました。また、鴻巣市組合間で、用地の確保及び地主との契約は鴻巣市、処分場設置に伴う経費は組合とする協議もなされた経緯がございます。大間第2期最終処分場につきましては、平成6年10月1日から平成10年3月31日までの3年半の間、当センターのごみ焼却処理後の焼却残渣7,352.73トンの埋め立てをいたしました。大間処分場のその後の経過を適宜議会で報告してまいりましたが、平成18年5月議会でご指摘を受け、その後は定例会のたびに管理者諸報告で進捗状況について報告してまいりました。先ほど管理者からの諸報告にもございましたが、フロートバイオシステム工法の実証試験を昨年12月から6月まで実施し、懸案となっておりますBODについては改善効果の確認ができ、実証試験の目的

を達成いたしております。現在雨水による自然浄化に頼っておりますが、排出基準を満たすには非常に厳しい状況でありますので、経費削減及び早期廃止に向け、新年度からフロートバイオシステム工法の導入をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 1 回目の答弁終わりました。

長嶋議員。

○3 番 長嶋貞造議員 ご答弁ありがとうございました。2 回目の質問させていただきます。

私は、処分場の近くをよく通ることがありまして、ここの組合に参加させていただくようになりましてから、あ、ここにあるのかということで、あそこの駐車場にとめまして、よくよくどうなっているのかなと思って周りを見させてもらったのですが、中まで入れないものでよくわからないのですが、このバイオシステムというのでやれば幾らか自然に返すことができるような方向に向かっているのだなと思うのです。ですが、私が思うには、今もう10年たっているかと思うのですが、あと10年やればいいよというぐらいのめどが立つのでしたらいいのではないかと思うのですが、あと10年でなるかならないかもまだわからないかと思えます。

そこで、今度行政視察に行くところで、処理方式、灰溶融炉というのがあるかと思うのです。ここの焼却炉は、焼却灰は1,200度C以上で高熱で溶融固化し、無害化の各種建材に再利用することができる技術があるとあります。大間地内の広い土地、地域の方から見たら迷惑区域と映っているでしょうと思います。ということで、私もここの焼却灰の溶融固化というところを1回視察したことがあるのです。ここのところに行くと、十勝石の黒い石ころみたいな、ガラスみたいな、ああいう石になって、普通の石より比重が重く、売却すると普通の建材よりいい値で売れるということなので、これは重いものを必要とするテトラポットとか、そういうには利用されているということを知っております。それで、また私もちょっと調べてみたのですが、私も行ったのは小山だったと思うのですが、あと宇都宮にもあるし、北九州にもこういうのあるし、今こういう焼却灰溶融炉というのはいっぱいできて、搬入が不足しているというようなことも書いてありました。私は1つの意見といたしまして、視察をしたらそれを有効に活用していただけたらと思うのですが、そのところをひとつ伺いいたします。

○大澤芳秋議長 2 回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 まずもって埼玉県内に最終処分場自区内を持っている組合、市が廃止できないでやきもきしております。9カ所ございます。その中に当組合も1件として入っております。そこから答弁させていただきます。私ども、先ほど議員さんからも言われたように、9年廃止できません。本来であれば10年の、先ほど回答いたしました、3月31日ですぐ廃止手続という準備をとっ

たのですが、平成10年の6月17日、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかわる技術上の基準が定められまして、それによって当組合の最終処分場は廃止できない状態で、今先ほど懸案事項で答弁させていただきましたが、基準値は60のBODがどうしても下がりません。よって、当組合といたしましては、早期解決方法につきましているいろいろ精査してまいりました。けれども、先ほど議員さんも言われたように、灰処分場のところにそれを掘り起こして、端的に言いますと、寄居にある、循環工場のオリックスという工場がすべてそういうところを取り持ってくれますが、調査いたしましたところ、1トン当たり10万円、そうすると約8,000トン埋まっておりますので8億かかります。なお、それだけではございません。掘り起こしと運搬費用がかかりますので、総計で約13億の積算をいたしました。約2年間かかるということの観点から、私どもは昨年度、先ほども管理者がご報告いたしましたけれども、一日も早く返したい。ほかの工法も考えました。例えば、その約5,000平米のところ防水シートをかけて、雨水関係、いろいろな処理で約3,000万ほどかかっております。この経費を何とか減らそうというのが今回のモデル事業として導入しようとするフロートバイオシステムでございます。ですから、ご指摘のとおり、その灰を処分して燃やすと、しかしながら今議員さん言われた、これからの施設につきましては、先ほども申し上げましたように、施設整備検討委員会の皆様方のご意見を拝聴しながら、当組合としては施設の規模、処理方式、その中にガス改質とか、ストーカー方式とかいろいろな方式がございます。それを今施設整備検討委員会が協議、検討しておるところでございます。

ですから、13億の費用をかけて処分して早く廃止するのも1つの手という手があったのですが、それよりも早くBODの基準値を下げられる方法を見出しましたので、新年度からバイオシステム工法の導入をしてまいりたいということで答弁させていただきました。よろしいでしょうか。

○大澤芳秋議長 2回目の答弁終わりました。

○3番 長嶋貞造議員 了解。

○大澤芳秋議長 以上で長嶋議員の質問は終了いたしました。

以上で通告のありました一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時15分

○大澤芳秋議長 会議を再開いたします。

ここで代表監査委員入室のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

〔監査委員入場〕

再開 午前10時16分

○大澤芳秋議長 会議を再開いたします。

管理者提出議案の上程及び説明

○大澤芳秋議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年4月1日、障害者自立支援法の施行による地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 埼玉中部環境保全組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例につきましては、平成16年の地方自治法の一部改正により、条例で定めるものについて、長期継続契約をすることが可能となりましたことから、新たに制定をいたしたいとするものであります。

次に、議案第14号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,205万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,622万1,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金3,205万2,000円であります。歳出につきましては、議会費51万8,000円の減額、総務費、総務管理費16万7,000円の減額、施設整備基金費3,205万2,000円の増額、衛生費35万7,000円の減額、予備費104万2,000円の増額であります。

次に、議案第15号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は10億8,832万8,683円で、予算現額に対し797万8,683円の増であります。歳入の主なものといたしましては、構成市町負担金7億5,000万円、及び地方交付税分負担金1億3,708万9,000円、使用料及び手数料1億2,001万4,200円、繰入金2,495万2,000円、前年度繰越金3,092万6,944円、諸収入2,383万4,131円であります。

次に、歳出につきましては、支出総額10億5,127万6,139円、執行率97.31%であります。歳出の主なものは、塵芥処理費6億3,243万7,090円、公債費2億7,387万1,080円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

細部につきましては、事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○大澤芳秋議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで議案第15号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定につきましては、先般決

算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

白津代表監査委員。

○白津吉英代表監査委員 おはようございます。監査委員を仰せつかっております白津でございます。議長さんからご指名をちょうだいいたしましたので、代表監査委員という立場で決算審査についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第223条第2項の規定に基づきまして、去る8月21日に管理者から付されました平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会のほうから選出されております岡田委員さんとともにその内容を審査させていただきました。

その結果、決算書及び附属書類につきましては適正に作成されておりまして、また現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等を照会いたしました結果、計算数値に誤りはございませんし、またその内容も適切に処理されていることを認めました。ここにご報告を申し上げる次第であります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大澤芳秋議長 どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時22分

〔監査委員退場〕

再開 午前11時10分

○大澤芳秋議長 会議を再開いたします。

議案第12号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第7、議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成18年4月1日、障害者自立支援法の施行に伴い、地方公務員災害補償法が一部改正されておりますので、規定の整備を図りたいとするものであります。鴻巣市においても公務災害見舞金支給

条例の一部改正が本年 9 月議会において議決されております。

1 ページをめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項、第 3 項は、通勤の範囲を住居と勤務場所との往復としておりましたが、通勤の範囲が拡大されましたので、第 2 条第 2 項、第 3 項の条文を第 2 項、「この条例において「通勤」とは、補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。」に改め、地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項、第 3 項を準用してまいりたいとするものであります。

第 5 条以降の改正につきましては、障害者自立支援法第 4 条に障害者の定義がなされておりますので、文言の整備を図りたいとするものであります。第 5 条第 1 項中「身体障害」を「程度の障害」に改め、同条第 2 項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条 3 項中「身体障害が」を「障害が」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害に应ずる等級とする」を「障害に应ずる障害等級による」に改め、第 7 条第 1 項中及び次ページの第 9 条第 2 項中「身体障害」を「障害」に改め、別表第 1 中「身体障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考を「この表に定める障害等級に該当する障害は、補償法第 29 条第 2 項に規定するところによる。」に改める。公布の日から施行いたしたいとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

竹田議員。

○5 番 竹田悦子議員 2 点質問をいたします。

まず 1 点目が、これは障害者自立支援法の施行に伴ういわゆる文言の整理だというふうに思うのですけれども、私どもの自治体で行った、鴻巣市で行った文言の中で「障害」という字の「害」という字は「害する」という「害」ではなく、平仮名にしたのですね。なぜかというと、障害者の人たちからすると、私たちは差しさわりがある、かつ害する者ではないという、そういう主張がありまして、私も本当にそのとおりだというふうに思って、それが鴻巣では職員の認識にもなって、「害」という字はせめて平仮名にしてきたという経過もあります。そういう点では、今回いわゆる障害者自立支援法に基づく、施行に伴うそのままの文言が盛り込まれていますが、この「害」に関する点での検討がされたのかどうか、まず 1 点目にお聞きをします。

それから、2 点目ですけれども、私たちが今持っているのはこの例規集ですけれども、前回は条例改正ありましたよね。今回も条例改正がありました。製本されているので加除はないというのがこの間のご説明ですけれども、CD ROM もいただいています。条例改正がされるたび本来はこの加除をしたりとか、CD ROM も最新バージョンにつくっていく必要があると思いますが、そういう点で今回の条例改正も含めて CD ROM の加除というか、バージョンアップというか、そのものについてはどのように考えておられるのか、この 2 点についてお尋ねをします。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の「障害」の「害」でございますが、先ほど鴻巣市さんでは平仮名でやったということでございます。私どももいろいろひもといてまいりました。国家公務員災害補償法、それと地方公務員災害補償法の中では漢字を適用しておりますので、鴻巣市さんの特段の配慮ということは今認識させていただきましたけれども、私ども組合といたしましては、上位法をもとに「障害」の「害」は漢字で上程させていただきたいとするものでございます。

それから、2点目のCDのバージョンアップということでございますが、これはご案内のとおり、議員さんのご指摘においてCDの開発というか、そのような形をしました。しかしながら、るる改正をしますとまた経費がかかります。端的に申しますと、このCD ROM化によって年間約84万ぐらいの支出が今見込まれます。そのほか、今お手元にあります冊子、これが1冊8,000円でございます。それはなぜかという、部数が行政みたいに多ければ単価的に安くなるのですけれども、やはり1件の条例案件をお願いしますと2万5,000円かかります。そういう観点から中部環境といたしましては、議員の皆様にはご迷惑かけますが、年1回の更正とさせていただくことを、また経費の削減にもつながりますので、その点はご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 国家公務員災害の問題も、地公法の問題もそうですけれども、これは基本的には間違いではないというのは私も承知しましたけれども、人間の認識というか、言葉の概念とかそういうものもどんどん発展していきますよね。そういう点ではぜひ私は障害者の問題というのが今、ノーマライゼーションの問題も含めてやはり私たちの気持ちの問題として変えていく必要があるというふうに思いますので、今後このような部分も出てきたら、その点も加味してぜひ検討していただきたいということを要望しておきます。

それから、2点目ですけれども、これはもう製本になっていますから加除されることもなく、その議会のたびにいただくわけですけれども、忘却することもある、あれ、これ変えたのになぜだろうといったら、よくひもといてみたら、以前に変えていたのにそのままの本で私たちはずっといただくようになるわけでしょう。そういう点考えたときに、経費というならば、今後思い切って、例えばホームページでは一番最新のバージョンで提供できるというふうに思いますので、そうしたらそのときに私たちもアクセスして最新の情報で得るということも含めて、ちょっとどこかでは最新のものがその都度提供できるという機会というか、検討していただきたいというふうに思うのです。例えば、鴻巣では条例改正があると、次の議会の初日には一番新しいCD ROMをいただいて、それで私たちは検索をするということと、あとホームページで例規集なども検索をして最新の情報で勉強することもできるという点も考えると、そういうこともぜひ検討していただきたいと思うのですが、そういう方向でできるのかどうか、ちょっと再度確認をしておきます。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 この案件につきましては、るる中部環境も断腸の思いでCD ROM化を導入させていただきました。しかしながら、パソコンすべての方がお持ちしているわけではございません。よって、こういう冊子も必須のものとして今提供しております。しかしながら、竹田議員さんのご指摘のように、もう5月に改正したものが今見てわからないという点がございますので、その辺は協議検討課題としてとらえます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第8、議案第13号 埼玉中部環境保全組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第13号 埼玉中部環境保全組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

従来、長期継続契約を締結することができる契約は、電気、水道、ガスの供給と電気通信役務の提供を受ける契約、及び不動産を借りる契約とされておりましたが、平成16年、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、翌年度以降にわたり物品の借り入れまたは役務の提供を受ける

契約で条例で定めるものにつきましては長期継続契約を締結できると改正されたため、条例の制定をいたしたいとするものであります。

(趣旨) 第1条、この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

1号、事務機器の賃貸借に関する契約、2号、情報通信機器(ソフトウェアを含む。)の賃貸借に関する契約、3号、公用車の賃貸借に関する契約、4号、庁舎及び施設の維持管理に関する契約。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、参考までに申し上げますが、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を鴻巣市は平成17年10月1日から、北本市は平成17年4月1日から施行しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

三宮議員。

○8番 三宮幸雄議員 この趣旨の中の第2条、特に(4)についてお尋ねしたいと思います。

この16年の法の改正によりできるという条項を使ってここでお出しになった、鴻巣あるいは北本の事例も出されていましたが、鴻巣、北本の事例は恐らくこの4の庁舎及び施設の維持管理に関する契約云々については含まれていないのではないかと、これはちょっと調べていないのですけれども。といいますのは、地方自治法の中で、ちょっときょうそれ持ってこなかったのはあれなのですが、独占的に契約させる場合には3分の2条項、特に今までは電気、ガスとかインフラに絡むものについては大変厳しい議会の議決を必要としていたものに限って、しかもかつ3分の2の議決がというようなことがあると思うのですが、今回この長期継続契約具体的に聞きますと、それは一体何年のことを指しているのか、一般的には5年ぐらいを指しているのかと思いますけれども。それからこの庁舎、施設の維持管理に関する契約は、具体的に想定されるものは一体何なのか。それから、今回これをしなければならぬ緊急の理由、この3点についてまずお聞きをしたいと思います。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 順番変わるかもしれませんが、まず1号、2号、3号の関係、4号ですね。1号については、私どものほうで直接該当するのがコピー機でございます。情報通信の2号につきましては、電話でございます。それと、今回の決算にソフトウェアも含むということでございますので、今、昨年度から埼玉りそなと会計情報管理委託をしております。それは、今まで埼玉中部環境からりそなさんまで振り込みをしておりましたが、パソコンでできるようなシステムを導入し

ております。公用車の関係はあれですけれども、庁舎及び維持管理に関する契約でございます。これ私どもこれを制定するにあつてはいろいろな行政を調べさせていただきました。先ほど三宮議員さんからご指摘がございました、この4号議案につきましては、ほとんどの行政がこのような形をとっているということで、今すぐ結ぶというものではございませんけれども、上位法がそういうふうに変更されて契約ができるということになりますと、やはり中部環境としても長期継続契約を制定しておく必要があるということで今回上程させていただきました。よって、参考までにということで鴻巣市さんと北本市さん、また行政と組合とでは比較にはなりませんけれども、鴻巣市さんが施行した以上は、準用しているケースの条例が多いですから、やはり中部環境としてもこの契約をできる上程をいたしたいとするものであります。

この年数につきましては、私どもこの議案が議決された場合に取扱要領を策定いたします。その中で、年数につきましては、やはりご案内のとおり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令がございます。それに基づいて年数を決定していく。例えば、コピー機は5年、そういうものをもとに年数を要領で決めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 三宮議員。

○8番 三宮幸雄議員 まず、私は1、2、3についてはさほど問題と考えていないのですが、多分この庁舎及び施設の維持管理、今別業者に委託しているわけですけれども、それは償却期間が限界とすると、これは私はこの条例に、もう少し調べなければいけないのですが、理解できないなという感じはするのですけれども、少なくとも平成16年の地方自治法の一部改正というのは、趣旨はそうではないのではないかなと。条文の中でさまざまなありますが、しかし入札制度について考えますと、私はここでやっぱり一般質問し、これまでの入札についていかがかと質疑した折に、前の管理者でございますが、吉見方式に準じてその前のやり方を改めるということを全面改正していただいた経緯がございますけれども、そういった流れからしてもこの契約まで、今すぐやらないとはおっしゃっていましたが、この4項まで入れるということについては非常に疑念を感じざるを得ない。それから、しなければならぬ理由がはっきりしない、今すぐ、そういう点も今おっしゃってましたので。それと、やはり地方自治法の本質、3分の2条項をもう一回しっかり読み直していただいて、あれは確かにインフラ整備等々に絡んではそういうのがあるのです、命にかかわるような。しかし、そうではないこういったものまで入れるということは、入札制度そのものを否定するようになりかねませんし、それからまして一部事務組合というのは見えない、きょうも傍聴者いませんけれども、見えない状況の中で、市民に見えない状況、町民に見えない状況の中で決まっていくということ、非常に私はこれについては疑問に感じて、その辺について具体的に管理者、正副管理者と含めて事務局がこの4についてどのような話をしたのか、あるいはまたいろんな市町村でこれを先行しているなんて話ありましたけれども、本当にそんなことあるのかどうか、具体的

事例があったら教えてください。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 この案件につきましては、私ども調査させていただきました。例えば、桶川市の環境クリーンセンター、ここと行田市の粗大ごみの処理業務、こういう運転管理業務委託も、先ほど三宮議員からご指摘した具体的なものが抜けましたことをまずもっておわびします。桶川市の環境センターでは、運転管理業務委託を19年、20年度の2年間随意契約で結ぶという形でとっております。行田市さんも、粗大ごみの処理業務、19年、20年度の2年間結んでおります。この件については入札でございます。私どももこの条例を議決していただいた場合には、やはり申しおくれまされたけれども、庁舎の関係では運転管理業務委託がございます。その関係上、今すぐとではないのですが、やはりそれを精査して、いろいろな組合さんの状況も精査して取り組んでまいりたい。今2点ほどの事例を出しましたけれども、このような事例がある。1年の契約を2年、3年にした場合に、超概算でございますけれども、私どもも積算させていただきました。1年の契約でやるのと2年契約でやるのでは約180万ほどの設計額がかかってきます。2年を3年にすると、290万の設計額が減少できるというような観点から、先ほど三宮議員さんから言われた経費削減のためにはこういうものも視野に入れて協議、検討するものではないかなということで、今回の条例をお願いするものでございます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 三宮議員。

○8番 三宮幸雄議員 私は今聞いて、19、20年随契が桶川あるいは行田市でやられているということ、それはそうなのかもしれませんけれども、しかしこの地方自治法の改正の趣旨とは全然違うのではないかなと。特に経費が180万とか290万になるとしても、こういった施設というのは住民サービスがどう変わっていくのかということも大事な視点なのです。金額の過多で、これをトータルで幾らのものが180万あれするのかどうかわかりませんが、少なくとも入札によって、一般競争入札によってかなり、これは指名競争入札がなじむのかもしれませんが、そういうところの金額に比して非常に少ない金額である。私はそういう点からしてこれについてはとても納得できる状況にはございません。

以上です。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑はございませんか。

○原 勇事務局長 議長、1点ほど三宮議員さんに漏れていましたけれども。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点ほど漏れていましたけれども、年数については、内規等によりいろいろなところのを精査して、2年、3年というものを盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大澤芳秋議長 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第9、議案第14号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第14号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,205万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,622万1,000円といたしたいとするものであります。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款繰越金、1節繰越金3,205万2,000円を補正いたし、3,705万2,000円といたしたいとするものであります。

歳出につきましてご説明申し上げます。1款議会費、1目議会費、1節報酬、3節職員手当等につきましては、4月の統一地方選挙により選出議員の交代がございましたので、日割り計算させていただき、51万8,000円の減額をお願いするものであります。

6 ページお願いいたします。補正の主なものといたしましては、当組合の給与条例は鴻巣市給与条例を準用しておりますので、鴻巣市給与構造改革の実施に伴い補正するものであります。

2 款総務費、1 目一般管理費、2 節給料、一般職員給料は、昇給がございませんので、13万9,000円を減額するものであります。

3 節職員手当等につきましては、15歳から22歳までの特定扶養者が1名該当いたしますので、扶養手当は増額をいたしたいとするものであります。地域手当を7%から0.5%削減したことにより、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ減額、管理職手当は支給割合の変更により増額をいたしたいとするものであります。

4 節共済費、職員共済組合負担金は、掛け率の変更に伴う3万円の増、公務災害補償基金負担金は、掛け率の変更に伴い2,000円を減額するものであります。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、給与構造改革、本給格付の見直しにより9,000円を減額するものであります。

3 目施設整備基金費、25節積立金につきましては、3,205万2,000円を施設整備基金に積み立てたいとするものであります。なお、施設整備基金費は平成18年度末4億7,610万9,316円であります。

7 ページをお願いいたします。3 款衛生費、1 目清掃総務費、1 節報酬は、7月30日に施設整備検討委員会が立ち上がりましたが、当初予算では8節報償費で計上しておりましたので、報酬に組み替えをお願いするものであります。

2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、19節負担金、補助及び交付金につきましては、総務費と同様に減額をするものであります。

5 款予備費、1 目予備費に104万2,000円を補正いたしたいとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第10、議案第15号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

議案第14号資料の修正について

○大澤芳秋議長 日程第11、議会行政視察実施についてを議題といたします。

視察内容につきまして事務局長より説明をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 視察の案を説明する前に、おわびを申し上げます。

第14号の補正議案のページが不正確でございましたので、議長よろしいでしょうか。説明する前におわびかたがた修正させていただきます。

先ほど秋谷議員さんからご指摘を受けまして、補正予算の第2の収入で、歳入の5ページの次に7ページが入っております。これは6ページの間違いでございます。終わりの、終了次第差しかえとさせていただくことをご理解賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

〔「直しておけと言った、議運で」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 はい、申しわけありません。ご指摘は受けました。

6 ページ、7 ページということで、まことに申しわけございません。深くおわび申し上げます。

〔「議運が何もしていないように思われてしまう」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 いや、議運からはご指摘を受けまして修正を……

〔「今差しかえてしまいなよ、後ではなくて」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 はい、では今、よろしいですか。すみません。

○大澤芳秋議長 では、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 57 分

○大澤芳秋議長 休憩を解いて再開いたします。

議会運営委員長報告

○大澤芳秋議長 議運の委員長より申し出がありますので、許可いたします。

湯澤委員長。

○湯澤清訓議会運営委員長 それでは、ただいま前に行われました審議の中、議案第14号の審議におきまして一部の議員の方々に配付資料の欠如と申しますか、ミスがございました。その件につきまして、既に採決も行われているということも考慮いたしまして、今後どう対応するのか、ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

この件につきましては、事務局長のほうから陳謝を求めるとともに、この件につきましては特に一部の議員の方への配付ミスでございますので、その方たちへの了承を求めてまいりたいということで決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 皆様方まことに申しわけありませんでした。あつてはならない事案がきょう本日発生いたしました。深く反省しております。先ほど委員長からもご報告ございましたけれども、本来であれば再度やり直しということなのですが、間違っただけで配付された議案、議長が採決していただけたと思うのですが、間違った方々まことに申しわけありません。二度とあつてはならないこと、深く深く反省しております。まことに申しわけございませんでした。

ありがとうございます。

○大澤芳秋議長 秋谷議員、これでご了承お願いします。

○1 番 秋谷 修議員 了解です。

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 ちょっと休憩してください。

○大澤芳秋議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時00分

○大澤芳秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま間違ってお配付された議員全員に対しましてご了解得たいと思います。よろしければ、ご了承いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。

議会行政視察実施について

○大澤芳秋議長 日程第11、議会行政視察実施についてを議題といたします。

視察内容につきまして事務局長より説明をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 まことに申しわけありませんでした。

それでは、議会行政視察研修(案)についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。期日は平成19年11月7日、8日であります。視察先は宮城県仙台市の「松森工場」及び栃木県宇都宮市の「クリーンパーク茂原」であります。本年度の行政視察は、ストーカー方式の焼却施設に灰溶融炉を備え、また余熱利用もございませうごみ処理施設を計画させていただきました。

2ページをお願いいたします。埼玉中部環境センターを7時30分集合、出発であります。仙台市松森工場を午後2時から2時間視察をし、宿泊先には5時30分到着予定であります。翌日9時に出発し、クリーンパーク茂原を午後2時から2時間の視察を予定であります。なお、当センターには5時30分到着予定であります。

視察先の詳細につきましては、3ページに記載してございますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ただいま事務局長より視察内容について説明がありましたが、何か質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。議会行政視察を日程のとおり実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会行政視察を日程のとおり実施することに決定いたしました。

管理者あいさつ

○大澤芳秋議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいているところでございますが、供用開始以来24年目を迎えております。諸報告でも申し上げましたが、今後の施設整備に向けて施設整備検討委員会の研究、検討の状況を今後も議会に報告してまいります。

また、当組合の課題といたしまして、第2期大間処分場の早期廃止がございます。平成10年6月の法律改正後、廃止基準が厳しくなり、全国でも廃止例がないとのことでありますが、早期の廃止、経費節減に向けて今後とも努力してまいりますので、議員各位のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、今後も地域の皆さんと協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員皆様のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

○大澤芳秋議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成19年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

(午後 零時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年10月25日

議 長 大 澤 芳 秋

署 名 議 員 竹 田 悦 子

署 名 議 員 岡 田 恒 雄

署 名 議 員 湯 澤 清 訓